

認定第4号

平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要

平成30年度南風原町下水道事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が688,168,093円で前年度より66,071,571円(△8.8%)の減、歳出総額が683,369,231円で66,771,062円(△8.9%)の減となり、歳入歳出差引額は4,798,862円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料が200,074,617円で前年度より8,625,326円(4.5%)の増、国庫支出金が116,545,779円で前年度より29,950,524円(△20.4%)の減、県支出金が45,783,580円で18,529,746円(△28.8%)の減、繰入金が170,565,000円で7,808,000円(△4.4%)の減、繰越金が4,099,371円で2,329,124円(△36.2%)の減、諸収入が5,499,746円で1,979,503円(△26.5%)の減、町債が145,600,000円で14,100,000円(△8.8%)の減となっております。

歳出の主な内容は、土木費が495,990,820円で前年度より64,755,445円(△11.5%)の減、公債費が187,378,411円で2,015,617円(△1.1%)の減となっております。

歳入減の主な理由は、下水道接続件数の増による下水道使用料の増はあるものの、繰越明許で執行した浸水対策下水道事業に伴う国庫支出金及び未普及解消下水道事業に伴う県支出金、町債等の減によるものです。歳出減の主な理由は、繰越明許で執行した浸水対策下水道事業費及び未普及解消下水道事業費、公債費の減によるものです。

以上で、平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要報告といたします。